○早島町重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

(平成 18年 10月 1日要綱第 22号)

改正 平成 25 年 7 月 1 日要綱第 27 号 平成 25 年 8 月 19 日要綱第 33 号 平成 26 年 10 月 1 日要綱第 28 号 平成 28 年 4 月 1 日要綱第 16 号

(目的)

第1条 この要綱は、本町に住所を有する在宅の<u>重度身体障害児(者)、知的障害児(者)、精神障害者及び難病患者等(以下「障害者等」という。</u>)に対し、予算の範囲内において日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、その<u>福祉の増進</u>に資することを目的とする。

(給付等の対象となる用具の種目及び障害の程度等)

- 第2条 給付等の対象となる種目、基準額及び対象者は、別表のとおりとする。
- 2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が身体障害者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。
- 3 用具の貸与の対象者は、別表に掲げる対象者であって、市町村民税非課税世帯に属する者とする。
- 4 視覚障害者用ワードプロセッサーの設置は、別紙1「視覚障害者用ワードプロセッサー共同利用制度実施要綱」によるものとする。
- 5 点字図書の給付については、別紙 2「点字図書給付事業実施要綱」によるものとする。
- 6 住宅改修費の給付については、別紙3「住宅改修費給付事業実施要綱」によるものとする。

(給付等の申請)

第3条 用具の給付等を受けようとする者は、所定の給付等申請書を町長に提出するものとする。

(給付等の決定通知)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、所定の調査書を作成し、給付等の可否を決定し、その旨を所定の通知書により申請者に通知するとともに、所定の給付券(却下及び貸与の場合を除く。)を交付するものとする。

(業者への委託)

第5条 町長は、用具の製作又は販売を行う業者に委託して、用具の給付等を行う ものとする。

(費用の負担)

- 第6条 用具の給付等を受けた者は、必要な用具の購入に要する費用の一部を業者 に直接支払わなければならない。
- 2 前項の規定により支払うべき額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条に定める補装具費の負担額 と同等の額を負担しなければならない。
- 3 用具の貸与は、無償で行うものとする。(用具の管理)
- 第7条 用具の給付等を受けた者は、常に善良なる管理者の注意をもって用具を管理し、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- 2 町長は、用具の給付を受けた者が前項に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 用具の貸与を受けた者は、用具の全部又は一部をき損し、又は滅失したときは、 速やかに町長に報告しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定により報告があったときは、貸与を受けた者の負担においてこれを修理し、又はその損害を賠償させることができる。ただし、天災等特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 5 用具の貸与を受けた者が、住所を町外に移したとき、用具を必要としなくなったとき、第2条第3項に該当しなくなったとき、又は第1項の規定に違反したときは、当該用具を返還しなければならない。

(給付台帳の整備)

第8条 町長は、用具の給付等状況を明確にするため、「日常生活用具給付・貸与 台帳」及び「住宅改修費給付台帳」を整備しておくものとする。 (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 (早島町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止)
- 2 早島町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成3年要綱第3号)及び早島町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成8年要綱第6号)は、廃止する。

附 則(平成25年7月1日要綱第27号)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。 (早島町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)
- 2 早島町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成10年要綱第7号)は、廃止する。

附 則(平成25年8月19日要綱第33号)

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日要綱第 28 号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日要綱第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	種目	耐用年数	基準額 (円)	対象者
介護・	特殊寝台	8	154, 00	下肢又は体幹機能障害2級以上又は寝たき

訓練支			0	りの状態にある難病患者(児童を除く。)
接用具	特殊マット	5		・下肢又は体幹機能障害1級又は寝たきりの状態にある難病患者等(常時介護を要するものに限る。ただし、児童の場合は下肢又は体幹機能障害2級以上のもので原則として3歳以上のもの。) ・重度又は最重度と判定された知的障害者(児)(児童の場合は3歳以上のもの。)
	特殊尿器	5	67, 000	下肢又は体幹機能障害で1級以上又は、自力で排尿できない難病患者等(常時介護を要するものに限る。児童の場合は、原則として学齢児以上のもの。)
	入浴担架	5	82, 400	下肢又は体幹機能障害で2級以上(入浴に あたって、家族等他人の介助を要するもの に限る。児童の場合は原則として3歳以上 のもの。)
	体位変換器	5		下肢又は体幹機能障害2級以上又は寝たき りの状態にある難病患者等(下着交換等に あたって、家族等他人の介助を要するもの に限る。児童の場合は、原則として学齢児 以上のもの。)
	移動用リフト(天井 走行型その他住宅 改修を伴うものを 除く。)	4	0	下肢又は体幹機能障害2級以上又は下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等(児童の場合は、原則として3歳以上のもの。)
	訓練いす	5	33, 100	下肢又は体幹機能障害で2級以上の児童 で、原則として3歳以上のもの
	訓練用ベッド	8	1	下肢又は体幹機能障害で2級以上の学齢児 又は、下肢又は体幹に障害のある難病患者 等
自立生 活支援 用具	入浴補助用具	8	90, 000	下肢又は体幹機能障害又は、難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもの(児童の場合は、原則として3歳以上のもの。)
	便器(住宅改修を伴 うものを除く。)	8	(手す	下肢又は体幹機能障害2級以上又は、常時 介助を必要とする難病患者等(児童の場合 は、原則として学齢児以上のもの。)
	T 字状・棒状のつ え	3	5, 300	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者
	移動・移乗支援用 具(歩行支援用具) (住宅改修を伴うも	8	60, 000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害又は、下肢が不自由な難病患者等であって、 家庭内の移動等において介助を必要とする

	α 2 7Λ λ)		1	
	のを除く。)			もの(児童の場合は、原則として3歳以上 のもの。)
	頭部保護帽(既製品は、80%の範囲内)	3	36, 750	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者
				・重度又は最重度と判定された知的障害者 (児)又は精神障害者であって、てんかんの 発作等により頻発に転倒するもの
	 特殊便器(住宅改修	0	151 20	・上肢障害2級以上又は上肢の不自由な難
	を伴うものを除く。)	0	_ ′	病患者等(児童の場合は、原則として学齢 児以上のもの。)
				・重度又は最重度と判定された知的障害者 (児)であって、訓練を行っても自ら排便後 の処理が困難なもの(児童の場合は、原則 として学齢児以上のもの。)
	火災警報器	8	15, 500	・障害等級2級以上、重度又は最重度と判定された知的障害者(児)又は難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	自動消火器	8	28, 700	・障害等級2級以上、重度又は最重度と判定された知的障害者(児)又は難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	電磁調理器	6	41, 000	・視覚障害で2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。) ・重度又は最重度と判定された知的障害者(児童を除く。)
	歩行時間延長信号 機用小型送信機	10	7, 000	視覚障害で2級以上(児童の場合は、原則 として学齢児以上のもの。)
	聴覚障害者用屋内 信号装置	10	87, 400	聴覚障害で2級(聴覚障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と 認められる世帯。児童を除く。)
在宅療養等支援用具	透析液加温器	5	51, 500	腎臓機能障害で3級以上で自己連続携行式 腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うも の(児童の場合は、原則として3歳以上の もの。)
	ネブライザー(吸入器)		,	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの又は、難病患者等のうち呼吸機能に障害のあるもの(児童の場合は、原則として学齢児以上のもの。)
	電気式たん吸引器	5	56, 400	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体

	T			
				障害者であって必要と認められるもの又
				は、難病患者等のうち呼吸機能に障害のあるもの(児童の場合は、原則として学齢児
				以上のもの。)
	 酸素ボンベ運搬車	10	17 000	呼吸器機能障害をもつ医療保険における在
	政系がクト生派手	10	17,000	宅酸素療法を行うもの(児童を除く。)
		5	9, 000	視覚障害で2級以上(盲人のみの世帯及び
	式)		0,000	これに準ずる世帯に限る。児童の場合は、
				原則として学齢児以上のもの。)
	盲人用体重計	5	18,000	視覚障害で2級以上(盲人のみの世帯及び
				これに準ずる世帯に限る。児童を除く。)
	 盲人用血圧計	5		視覚障害で2級以上(盲人のみの世帯及び
				これに準ずる世帯に限る。児童を除く。)
	動脈血中酸素飽和	5	157, 50	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等
	度測定器(パルス		0	
序书D .	オキシメーター) 携帯用会話補助装	E	00 000	音声言語機能障害又は肢体不自由者(児)で
情報· 意思疎	***************************************	5	90, 000	あって、発声発語に著しい障害を有するも
通支援	巴			の(児童の場合は、原則として学齢児以上
用具				のもの。)
	情報・通信支援用	6	100,00	上肢機能障害で2級以上又は視覚障害2級
	具 ※		0	以上
	点字ディスプレイ	6	· ·	視覚障害で2級以上かつ聴覚障害で2級の
			0	身体障害者であって、必要と認められるも
				の(児童を除く。)
	点字器	5	10,400	視覚障害者(児)であって、本装置によりコ
	上点りノポニノカ	_	CO 100	ミュニケーションの確保が可能になるもの
	点字タイプライタ ー	5	63, 100	視覚障害2級以上
	 視覚障害者用ポー	6	(録音	祖覚障害2級以上(児童の場合は、原則と
	タブルレコーダー		再生	して学齢児以上のもの。)
			機) 8	
			5,000	
			再生専	
			用機	
			35, 000	
	視覚障害者用活字 文書読上装置	6	99, 800	視覚障害 2 級以上(児童の場合は、原則と して学齢児以上のもの。)
	盲人用時計	10		視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手
			,	指の触覚に障害がある等のため触読式時計
				の使用が困難なものを原則とする。(児童
				を除く。)
			10, 3	

		00	
視覚障害者用拡大 読書器 聴覚障害者用通信	8 5	0	視覚障害者(児)であって、本装置によって 文字等を読むことが可能になるもの(児童 の場合は、原則として学齢児以上のも の。) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有
装置			するものであって、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として必要と認められる もの(児童の場合は、原則として学齢児以 上のもの。)
聴覚障害者用情報 受信装置(取付工事 費等、機器の設置 にあたって派生的 に発生する周辺経 費は、原則自己負 担。)	6	88, 900	聴覚障害であって、本装置によりテレビの 視聴が可能になるもの
人工喉頭(電池・充 電器込)	4	70, 100	音声言語機能障害者であって、喉頭を摘出 したもの
福祉電話(貸与)		83, 300	聴覚障害者又は外出困難な障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。)
ファックス (貸与)		7, 700	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。)
視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用)			視覚障害者(児)(児童の場合は、原則として学齢児以上のもの。)
点字図書			主に、情報の入手を点字によっている視覚 障害者(児)
人工内耳用電池			聴覚障害者であって、人工内耳を装用して いるもの
	3	専用充 電池	

排泄管理支援用具	ストマ装具 紙おむつ等(紙おむ	3	15,300 専電器 25,200 (1分) 月消系 600 尿 1,300 (1カ	直腸機能障害による人工肛門患者
	つ、洗腸用具、サ ラシ、ガーゼ等衛 生用品)		月分)	ないもの及び先天性疾患による高度の排便機能障害者又は高度の排尿機能障害者(3歳以上のもの)・3歳以前に発症した脳原性運動機能障害者でかつ排尿排便の意思表示困難者(3歳以上のもの)
	収尿器(ラテックス 又はゴム製)		· ·	下肢又は体幹機能障害者(児)であって、高 度の排尿機能障害者
住宅改 修費	居宅生活動作補助用具		0	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級3級以上のもの又は、下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの。原則として、学齢児以上のもの。)

- ※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。
- ※ 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、 聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別紙1

視覚障害者用ワードプロセッサー共同利用制度実施要綱 [別紙参照]

別紙 2

点字図書給付事業実施要綱 [別紙参照]

別紙 3

住宅改修費給付事業実施要綱 [別紙参照]